

- 令和4年10月1日から「（改正）熊本市自転車安全利用条例」が施行。自転車利用者へのヘルメット着用の努力義務化が開始。
- 現在、ヘルメット着用の周知啓発に取り組んでいるところ。

現在の状況

○自転車交通量調査

- ・毎月5路線で、中心部方向の自転車交通量を調査
- ・調査時間は7時～9時

月	自転車交通量	うちヘルメット着用	割合	備考
1月	1,958	29	1.5%	
8月	1,091	28	2.6%	4路線での調査



○駐輪場実態調査

- ・市役所駐輪場と北側駐輪場で、毎週調査
- ・調査時間は7:45～8:30

月	入庫台数	うちヘルメット着用	割合	備考
4月	705	28	4.0%	4回調査
8月	503	31	6.2%	4回調査



取組の内容

○ポスター・チラシ作成

熊本市施設・熊本県施設・国施設・熊本県警
自衛隊・自転車販売店・ホームセンター
小中高校・大学などに配布掲示



○ヘルメットモニター

- ・〔第1回〕令和4年4月下旬～5月中旬募集
- ・参加者：企業募集51人、市民募集69人 計120人
- ・年度末までの4回のアンケートに回答してもらう予定
- ・〔第2回〕企業対象に9月中募集開始予定



○動画・SNS発信等

- ・動画やのぼり等を作成し、各媒体で展開
- YouTubeバンパー広告
- まちなかの広告ビジョン
- 情報誌掲載 など



○コンビニとの連携

セブンイレブンとの包括連携協定に基づき、各店舗のバッテリーチャージャーのサインージを活用



○関係機関との連携

【県警】

- ・道路掲示板での啓発
- ・秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）での街頭啓発 など

【教育委員会】

- ・高校でのヘルメット着用など自転車の交通安全に関するワークショップの開催を調整中



○広報活動（市政番組など）

- ・市政だより7月号
- ・クローズアップくまもと（J:COM）
- ・知っとるねマナブくん（TKU）など



今後の動向

- ・令和4年10月1日 （改正）熊本市自転車安全利用条例が施行
- ・令和5年4月まで （改正）道路交通法が施行予定
- ※全国でヘルメット着用が努力義務化される。